



鳥取県公報

平成 26 年 6 月 10 日 (火)
第 8 6 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (450) (東部振興課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (451) (経済産業総室) 2
	土地改良区の合併の認可 (452) (農地・水保全課) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (453) (〃) 4
	国土調査の成果の認証 (454) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (455) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (456) (〃) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (457) (西部総合事務所地域振興局) 5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (458) (〃) 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (459) (東部福祉保健事務所) 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (460) (〃) 6

告 示

鳥取県告示第450号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年7月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
鳥谷 一弘
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取市用瀬町において、少子高齢化による人口減少、都市部への人口流出を原因とする空き家対策等に関する事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランドNew米子店
米子市日ノ出町一丁目233 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - （1）大規模小売店舗を設置する者
ジェイアール西日本不動産開発株式会社 代表取締役 近藤 隆士 兵庫県尼崎市潮江一丁目1-60
 - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年1月29日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,667平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 195台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 70台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 81平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 25立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

平成26年5月28日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成26年6月10日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、土地改良区の合併を平成26年6月7日認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区
米川土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
新開川土地改良区

鳥取県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成26年6月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第454号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成24年度及び平成25年度	米子市（富益町の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	平成26年6月10日
西伯郡大山町	〃	大山町（田中及び御崎の各一部〔121区域〕）の地籍図及び地籍簿	大山町田中及び御崎の各一部	〃
〃	平成25年度	大山町（田中及び御崎の各一部〔134区域〕）の地籍図及び地籍簿	〃	〃
西伯郡伯耆町	平成24年度及び平成25年度	伯耆町（字代の一部（903））の地籍図及び地籍簿	伯耆町字代の一部	〃
〃	平成23年度から平成25年度まで	伯耆町（字代の一部（904））の地籍図及び地籍簿	〃	〃

鳥取県告示第455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アクア株式会社	アクアサロン福守	倉吉市福守町406-6	平成26年6月4日	通所介護

鳥取県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アクア株式会社	アクアサロン福守	倉吉市福守町406-6	平成26年6月4日	介護予防通所介護

鳥取県告示第457号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年7月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年6月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成26年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウルトラスポーツクラブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 秀孝

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

境港市麦垣町297

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、境港市をはじめ近隣の市町村の全ての人に対し、いつでも、どこでも、楽しくスポーツや文化的活動を行える環境を整備する。さらに、親子が、友人が、職場のみんなが、世代や性別、国籍などの違いを超え、楽しく和気藹々とスポーツや文化的活動をするを通じ、「まちづくりの推進」「子どもの健全育成」「スポーツ振興」「スポーツ環境の整備に関する事業」の推進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第458号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示す

る。

特定非営利活動法人の変更後の定款（並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書）は、平成26年7月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年6月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成26年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人幸伸

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

西村 偉

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市旗ヶ崎七丁目11-27

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者及びその家族に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等を行い、障がい者の自立支援と地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	訪問リハビリテーション事業所にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成26年6月1日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第460号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	訪問リハビリテーション事業所にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成26年6月1日	介護予防訪問リハビリテーション